

No	意見概要	日本暗号資産取引業協会の考え方（案）
NO.1	<p>規制に対する処置が本人確認までは分かりますが、に送金先やウォレット（ブロックチェーンの履歴）を全て調査した上での国内取引所への入金出金対応は現実的ではないと思います。疑わしい所を探すのも現実的には難しくわからない所を疑わしいと判断し、送金や個人資産を凍結する処置になり大変なことになると思います。すでに金額が大きい方に対して凍結処理をされたと言われている方もいてとても不安です。またブロックチェーンの沢山あるダブスやサービスを使うっていいかも判断が難しくなり、一般投資家に対して安全は必要ですが日本人が世界的な動きに付いていけなくなります。規制は必要ですが行き過ぎていると思います、世界に合わせるのも重要ですが結果的には厳しくなるだけで不正者を正確に取り締まるのが目的であり、ブロックチェーンを触る一般使用者や投資家等に対しては触るなど言っているように感じません。マネー・ロンダリングの不正者に対しては迅速な対応を望まれますが、行き過ぎた規制は使用自体が結果的に出来ないほどではいけないと思います。また厳しすぎる規制は税制の厳しさとあいまって脱税や業界からまた日本自体から人が海外に出てしまう現実的な流れもありまので純和の方向でお願いいたします。</p>	<p>今回の自主規制規則の新しい規定は、当協会HPの周知文(※)でご説明しておりますとおり、暗号資産の移転取引におけるマネロン・テロ資金供与のリスクに対処するため、FATF（金融活動作業部会）の各国当局への要請、FATF第4次対日相互審査による我が国への要請により想定される「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）の改正、金融庁からの要請等を踏まえ導入されるものです。当協会は、暗号資産の移転取引におけるマネロン・テロ資金供与のリスクに対し国際的要請に即した形で適切に対処することは、社会・経済活動における暗号資産の活用により資することになると考えておりますが、利用者の利便性を損ない技術革新を妨げることとならないよう、また他国の規制状況にも配慮しつつその運用に努めて参ります。</p> <p>(※)当協会が定める自主規制規則におけるトラベルルール対応についてのお知らせ HOME>お知らせ>当協会が定める自主規制規則におけるトラベルルール対応についてのお知らせ https://jvcea.or.jp/news/main-info/20220301-001/</p>
NO.2	<p>この規則についての意見の募集をしていたのですが、自分に当てはめて考えたときに下記について疑問（不安）が生じました。恐れ入りますがご回答をいただけないでしょうか。よろしくお願いたします。</p> <p>海外の暗号通貨取引所（海外取引所での個人認証済み）から国内の暗号通貨取引所に暗号通貨を送付する際に何かしらの規制を受けるのでしょうか？もし受けるのであればどのような規制を受けるのかを教えてくださいませんか。</p> <p>以上です。</p>	<p>NO.1の回答をご参照ください。</p>
NO.3	<p>本案の規制規則では、結果的に無申告や相対でのロンダリングを助長することにつながり、日本のガラパゴス化がより進み、日本の市場が機能しない事態に陥り、海外に無限に資金が出ていく可能性が高いと思います。早急に再検討すべきだと考えます。</p>	<p>NO.1の回答をご参照ください。</p>

No	意見概要	日本暗号資産取引業協会の考え方（案）
NO.4	<p>現在ご検討の「移転関連情報の取得義務」等にも関連する内容になるかと存じますが、暗号資産の特性によってKYC済みのアドレスにのみ送金を可とする態勢を明確化するなど（プライベートチェーンで資産特性が高い暗号資産については、KYC条件付き不特定多数向けサービスとするなど）、暗号資産を用いたML/FT悪用事例が絶えない状況を改善すべく、暗号資産の不特定多数に対する概念の見直し等を実施し、本規則にもご反映頂くことをご検討頂ければと思います。</p> <p>上記の意見ですが、この意見を提出した人間がどんな方かはわかりませんが、KYC済みaddressのみという形にしてしまうと、ますます日本はガラパゴス化してしまい世界から取り残されてしまう形となります。少なくともこの意見を出した方は現在の暗号通貨の仕組みや概念を全く理解しておらず、マネーロンダリングの小さいリスクしか見えておらず、日本が暗号通貨の市場から取り残される大きなリスクが全く見えていないようです。まず海外取引所ですが、一つ一つ情報紹介に付き合うなんて馬鹿げたことにいちいち対応してくれる取引所はないでしょう。Walletも現在数え切れないほどありますが同様です。画一的なルールでやるしかないなら国外や分散型の世界で稼いでる収益は基本弾くしかなくなります。つまり国内取引所に仮想通貨の入金すること自体が難しくなる可能性があり、当然円転も困難になるので納税ができないという意味不明な状況になることも大いにあり得えます。現在暗号通貨の時価総額は230兆円ですが、こんな法案が成立したら日本はさらに外貨が入らなくなり2000年代のITの遅れ以上の損失を被るでしょう。そもそも暗号通貨は私有財産です。司法権もない一民間企業群が自主規制で決めて良いものではないと個人的には考えます。</p>	NO.1の回答をご参照ください。
NO.5	<p>おはよう御座います。一言、言わせてください。国が民衆に対して、未来のブロックチェーンや暗号資産の発展に蓋をするような事は絶対やめて下さい。今後生まれてくる子供たちに沢山の選択肢を与えて下さい。あと20年も生きない様な方々の私利私欲が少しでもあるのなら、悔い改めて下さい。かっこよく文字を並べて自己を肯定するのは世界から白い目で見られるだけです。日本はすでに遅れをとっています。私は日本人として何の誇りもありません。私も国民として誇れる国になって欲しいです。</p>	NO.1の回答をご参照ください。
NO.6	<p>意見:日本はWEB3.0領域の産業で世界トップを取るという固い意志表示が必要である。その為にベンチマークとするべきは アイルランドの新興フィンテック企業Coincub<https://coincub.com/>によって2021年第4四半期の「Global Crypto Ranking」<https://coincub.com/crypto-ranking-guide-for-2021-q4/>（世界仮想通貨ランキング）1位となったシンガポールである。シンガポールは今回の規制を行ってないのであれば、産業の後退を招くのでしてはいけない。日本は民間が優秀なのに、官による規制のせいで後進国に成り果てている。シンガポール基準の規制に全てを合わせていくために、今回の規制はしてはいけない。よろしくお願いします。</p>	NO.1の回答をご参照ください。

No	意見概要	日本暗号資産取引業協会の考え方（案）
NO.7	<p>日本は投資家保護の概念を昔から大きく間違え続けています。投資信託で赤字をこいたら会社を訴訟したり、仮想通貨業界でいえばレバレッジを規制したりとひどい有様です。投資とはゼロサムゲームであり知識勝負であり勝者敗者が存在します。それを理解しない国民の赤字を何故か政治家や自主規制団体が重く受けとめ世界に大恥をかくような規制や法律を作り、いまだに改正していません。今回の新しい規制ルールについてなのですが、新設させるルールをすべて無しにするべきです。まず、マネーロンダリングの懸念ですが本来はこれこそ仮想通貨の大きな強みであるはずで。先日のニュースでFBIが6年間追いつけて犯人から4794億円分のBTCを押収したことが報道されています。これが法定通貨やゴールド、美術品などだった場合はどうでしょうか？ビットコイン、仮想通貨は送金のログが誰でも確認できます。仮に盗んだビットコインが入ったウォレットと、それを買いたい人のウォレットを交換した場合でも、買った人がビットコインを使おうとした場合にFBIはもちろん仮想通貨界隈でも大きく注目を集めてしまいますので、盗んだビットコインを手元に得ても使うことができずに価値を失います。つまりビットコイン、仮想通貨においてマネーロンダリングの難易度は極めて高いことがわかります。それに比べてドルやユーロの法定通貨、ゴールド、美術品などの高価なものを盗んで売買しマネーロンダリングを行った場合はどうでしょうか？モナリザにビットコインのようにログは残りますか？法定通貨は銀行を通せばログを残せますが、法定通貨同士の交換が全世界的において活発に行われているうえに、紙幣番号をすべて控えて全世界の銀行から町の駄菓子屋までに紙幣番号を伝えない限り盗んだ法定通貨の行先を追えないのでしょうか。次に送付したいアドレスやウォレットに個人情報をつづけ、つづけた宛先だけに送金可能にする案についてですが、これはプライバシーを大きく侵害しています。まず第一に仮想通貨取引所は仮想通貨を売買するお店でしかありません。利用者は円やビットコインを売買して好きな銀行やウォレットに送金する権利があります。どこに送金するかの権利は全て完全に利用者にあります。もし利益のためではなくテロリストに自社ウォレットから送金されたくないのでしたら、捜査協力を行えばいいだけです。何のためのKYCですか？何のために仮想通貨には送金ログが残るのですか？仮想通貨の本当の安全性を全世界にアピールできます。昔から法定通貨やゴールド、美術品など高価なものは犯罪の支払いにも利用されてきたのは事実です。では、ISIS身代金に使われたUSDを規制しますか？麻薬売買に使われた宝石をこの世から無くしますか？それと同じではないでしょうか。むしろ先に述べたようにビットコインは送金元の洗い出しが今の規制のままで十分に可能ではないでしょうか。そして海外取引所などからの送金を受け付けられないような旨の案についてももちろん反対です。これは言い換えれば国内取引所で談合を行い高い送金手数料を利用者に払わせ、国内取引所のみで回せば大きな利益を国内取引所が得続けることができるようにしたとしか到底考えられません。仮にそうではない場合でも案には反対です。本来ビットコインをはじめとする仮想通貨は国を問わずどこからでも同じ手数料でどこにでも送金できるものはずで。なのでこの案を認めた場合に仮想通貨取引所は仮想通貨を侮辱し仮想通貨として扱わず、ただチャートで値上がりしたら利益が出るギャンブルサイトに成り下がることに気付いているのでしょうか？そもそも今の日本に必要なものは税制の改正と新銘柄取扱いに必要な事務処理の簡略化のほうです。取引所はいまだに複雑極まりない計算と、圧倒的な税率の雑所得税に苦しんでいます。取引所は新銘柄を発売できず他社との違いをアピールできず利益を逃しているのではないのでしょうか？この二つの大きな問題が何年も前からあるのにも関わらず改善を行わず、今回の新案を提案するのは明らかな間違いです。いったいこの国はいつまで間違え続けるのでしょうか。</p>	NO.1の回答をご参照ください。

No	意見概要	日本暗号資産取引業協会の考え方（案）
NO.8	<p>上記に反対。仮想通貨による収益獲得を妨害し、税収減、国外への資金流出等、仮想通貨文化を破壊するものであると考えられる。以下デメリットについて簡潔に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無申告、脱税を助長しかねない ・円転、納税が困難になり得る ・一民間の自主規制規則が私有財産権を公共の福祉と比して必要以上に侵害し得ること ・国際競争力を著しく失うこと <p>以上により憲法違反の疑いもある過度の規制に当たる。</p>	NO.1の回答をご参照ください。
NO.9	<p>今回僕はこの規制に反対です。その理由は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・これから仮想通貨を幅広くやる人たちがこの規制でかなり苦しくなります 2・マネロン対策でこのやり方をすればハッカー集団達が相手の身分を知る事が出来て事件が増えて行きます 3・この規制で日本の技術がどんどん海外に流れて行って優秀な人材が日本に対しての意欲が無くなっていきます <p>だから僕はこの規制に反対です、それにマネロン対策を取るなら個人投資家たちを苦しめるやり方じゃなくて、他にもいい方法があると思います。今一度この案を見直すべきだと思います。</p>	NO.1の回答をご参照ください。
NO.10	<p>この度はWEB3.0の情報からパブリックコメントの存在を知りました。資料も確認しましたが専門家ではありません。ご担当の皆様のご心労は不合格判定から大変なものだったと思うことはできました。私の少ない知識で感じたことは、取引所を使うには免許証や本人の顔写真も提出して登録しますので誰なのか？は分かると思います。ウォレットはその必要はありませんので送り先の名前や住所や電話番号との照合は出来ません。CDBCの会議に出られた方のお話をネット配信で拝見した時にSuicaのセキュリティは軍事レベルに近いのだから使えば良いとおっしゃっていました。可能かどうか分かりませんが日本ではウォレットを利用する際にSuicaとの連携をすることで、不用意に住所氏名電話番号を聞くことで思いもよらない犯罪が行われることがなくなるのではないのでしょうか。是非事件が発生する前にご検討ください。コロナ蔓延は繰り返しますのでご多忙な皆さまお体にご留意ください。最後まで読んでいただきありがとうございました。</p>	NO.1の回答をご参照ください。

No	意見概要	日本暗号資産取引業協会の考え方（案）
NO.11	<p>ガイドラインが公表されない中での規則案の公表ですが、他方で、過去のパブリックコメントはガイドライン案と規則案が同時に公表されたうえで、双方パブリックコメントがなされています。この違いは何でしょうか。また、今後本件に関するガイドライン案についても公表され、パブリックコメントが付されるのでしょうか。それはいつでしょうか。</p> <p>（6条9項2号） 外国暗号資産取引業者と国内交換業者が契約を行う際、当該外国暗号資産取引業者が「監督を受けている状態にない」事業者との間で継続的に又は反復していないことを確認する義務を規定していると理解しましたが、</p> <p>1. 確認の結果、当該外国暗号資産取引業者により、「監督を受けている状態にない」事業者との間で継続的に又は反復した取引が認められた場合についてどういった対応を会員に求める趣旨でしょうか。例えば、マネロン対策に関するリスク低減を行った結果、外国暗号資産取引業者との契約を行うことが可能であるのか、または反復した取引が認められる場合はかかる外国暗号資産取引業者との間では契約に基づくトラベルルールの実施は不可能という趣旨でしょうか。</p> <p>2. 主要国においてもこの規定はみられずFATFにおいても明確になっていない日本独自のルールであると理解しておりますが、仮に上記でトラベルルールの実施が不可能となる場合、日本が主要国との間でトラベルルールを実施する際の障害にはなりませんか。</p>	<p>今回の規制案についてのガイドラインは今後策定してまいります。ガイドライン案については公表の上パブリックコメントに付します。</p> <p>6条9項には、同条7項の確認ができないときの対応を定めた同条8項に相当する規定はありませんので、6条9項の確認ができない時は契約締結はできないと解されることとなります。なお、同項は、犯収法改正を想定し、外国為替取引に関する犯収法第9条に対応するものとして規定しており、犯収法改正の施行日までは適用はありません（附則第2条第1項）。犯収法改正施行日以降は、6条9項の解釈は、6条9項に相当する犯収法の規定についての解釈を踏まえなされることとなります。</p>
NO.12	<p>FATFに法的拘束力はないと認識していますが、会員にFATFを根拠とした規則を強制することは、受け入れられるのでしょうか？</p> <p>どのように暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を実現するか、FATFにどの程度準拠するかを決めるのは、各事業者の裁量であるべきかと思えます。</p> <p>そのほうが、健全な競争が発生し、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行にもつながるかと思えます。</p> <p>強制ではなくガイドラインであれば正当化されやすいかと思えます。</p> <p>参考資料 https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210331.pdf</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>	<p>NO.1の回答をご参照ください。</p>